

指定管理者に関するモニタリングシート

黄色のセルを施設担当課が記入

1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 令和 5 年度)

施設の名称	鴻池新田会所	指定期間	3	年度～	4	年度			
		指定の方法	単体施設を指定管理						
施設所管課	人権文化部 文化室 文化財課	連絡先	06-4309-3283						
設置目的	市民の郷土理解と文化的向上に貢献することを目的とし、広く市民の観覧及び使用に供するため鴻池新田会所を設置するもの。								
施設内容・業務内容等	国史跡・重要文化財 鴻池新田会所は10,662㎡の敷地に本屋、蔵、居宅などの伝統的な建物群と庭園がある。指定管理者には施設の維持管理と展示・体験事業等活用事業を委託している。								
指定管理者	公益財団法人 東大阪市文化振興協会	連絡先	06-6745-6409						
人員体制	正規職員	3	人	パート・アルバイト	1	人	その他	0	人

2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)	次年度(見込)
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
管理形態	指定管理	指定管理	指定管理					
供用(開館)日数	295	296	287	休館	休館			
指定管理委託料(千円)	34,188	34,188	34,188					
利用状況指標	1 入館者数(人)	3,871	4,676	5,805	補足説明 新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館。 R2.3.2～R2.5.22 R3.4.25～R3.6.20	補足説明		
	2 施設利用者数(人)	173	378	387				
	3							

3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示): S=チェック項目が全てO、A=×がなく「得点」が中間点以上、
 B=×がなく中間点未満あるいは×が1個で「得点」が中間点以上、C=×が2個以上。
 「最終評価」(任意決定): 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

モニタリングの観点	施設担当課のモニタリング	
	個別評価 S A B C	評価できる点や要改善事項
A 行政視点 施設の設置目的が達成でき、事業の継続性が期待されるとともに、市民の安全の確保が図られているか？	A	文化財保護法により指定された国史跡及び市内唯一の重要文化財である施設の設置目的を理解しており、事業の継続性も期待できる。古建築のため避難経路表示は制限されているため、避難訓練等はされているが、平成9年の一般公開から変わっていないため、他市の取組を参考にしながら改善を検討する必要がある。
B 管理・運営能力 人員・予算等の資源を管理し、快適に施設や設備等を利用できる環境を整備しているか？	S	文化財保護法を遵守しながら、国史跡・重要文化財である施設に適した建物管理を実施している。
C サービス 平等な利用の確保及びサービス向上が図られているか？	S	英語・中国語・韓国・朝鮮語での外国人向けの説明文(QRコード読取)や看板が設置されている。しかし古建築のためバリアフリーではないため、対策を考えていく必要がある。
D 市民視点 市民の声が反映される管理・運営が行われているか？	S	利用者アンケートを実施することで、利用者のニーズの把握に努めている。
E 効果・効率性 施設の効果を最大限発揮しようとするとともに、管理経費の縮減が図られているか？	S	コロナ禍で利用者数が減少傾向にあったが、イベントやワークショップなどを積極的に行ったこともあり、元に戻りつつある。
F 法令等遵守 法令や各種規則等を理解し、遵守することで、社会的責任を果たしているか？	S	各種関係法令についての情報共有がされている。
課題への対応 今後の取組	最終評価 (任意設定) S	再オープンに向けて新たな取組を検討するなど、市内で唯一の重要文化財建造物である本施設の魅力を伝えるよう努めて行く必要がある。